

事務所コラム

2013年9月18日(水)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

都市部相続税の乱の気

基礎控除引下げで相続税納税者急増予測

平成 27 年から相続税の基礎控除が引上げられることになりましたが、その改正理由は相続税の課税割合が 4.2%では低すぎる、ということでした。ここ 30 年くらいの期間において最高だったのは昭和 62 年の 7.9%でした。基礎控除の引下水準は課税割合 6%のころを照準としているようです。

今次の基礎控除引下げで課税割合は 8%に達するのではないかとの見方もあります。

地域によるバラつき

直近公表の平成 23 年分相続税課税割合統計値を見ると、全国平均は 4.1%ながら、各国税局は、札幌 1.8%、仙台 1.6%、関信越 3.8%、金沢 3.2%、名古屋 5.9%、大阪 4.5%、広島 3.1%、高松 3.0%、沖縄 3.1%、(福岡・熊本国税局は公表なし)であるのに対して東京国税局は 6.9%で、頭一つ抜き出ています。

絶対数を踏まえた統計値

全国平均は死亡者数 1,253,066 人、申告数 51,409 件を表現したもので、うち東京国税局は死亡者数 237,716 人(全国比 19.0%)申告数 16,317 件(全国比 31.7%)です。

東京国税局管轄分についての相続税の課

税価格は 39,910 億円(全国比 37.2%)、相続税額は 5,772 億円(全国比 46.1%)です。

東京国税局管内の死亡者は全国の約 2 割、相続税申告数の約 3 分の 1、相続財産の 4 割弱、相続税額の半分近くを占め、人と富が集中していることを示しています。

東京国税局管内と 23 区

東京国税局の管轄は東京都と神奈川県、千葉県、山梨県で、東京都を 23 区内と 23 区外に分けてみると、申告件数、相続税の課税価格、相続税額の比較は次の通りです。

	申告数	課税価格	相続税額
23 区内	41.65%	44.29%	48.96%
23 区外	15.06%	15.89%	15.31%
神奈川	28.64%	27.14%	25.62%
千葉	12.82%	11.43%	9.46%
山梨	1.83%	1.24%	0.65%

東京国税局の徴収する相続税の約半分が 23 区内となっています。

都市部では相続税の嵐となりそう

全国平均課税割合が 8%にでもなったら、都市部の納税者数は 3 倍くらいに膨れそうです。千代田区 22.61%、渋谷区 19.37%、港区 19.63%と東京 23 区内の課税割合の著しく高い地域では、申告しない方が少数派になりそうです。

相続になったけど、何をどうするのかさっぱ